最上地区生涯教育推進協議会

事業関係等

令和3年度最上地区生涯教育推進協議会役員名簿

【令和2年度・令和3年度】

役職	所属	氏	名	職 名		
会長	75171-3	齋藤				
		沼澤	,-	学識経験者		
副会長		矢口		鮭川村教育委員会教育長		
		柏倉		県スポーツ少年団最上地区協議会長		
監事		佐藤	雅彦			
顧問		永井	康博			
		高野		教育長		
	新庄	齋藤	彰			
		須藤	信一			
	金山	笹原	勇一	社会教育委員		
		中嶋	晴幸	教育長		
	最上	奥山	孝雄	社会教育委員		
	-t	伊藤	幸一	教育長		
	舟形	小國	隆	社会教育委員		
		門脇	昭	教育長		
	真室川	庄司	一夫	社会教育委員		
	大蔵	有馬	真裕	教育長		
理		須藤	修一	社会教育委員		
	鮭川	矢口	末吉	教育長		
事		髙橋	満	社会教育委員		
	戸沢	市川	重保	教育長		
		荒川	精治	社会教育委員		
		佐藤	雅彦	県神室少年自然の家所長		
		髙橋	千春	広域教育研究センター所長		
		長谷部	『 薫	地区小学校長会長		
		澁江	学美	地区中学校長会長		
		大場	和夫	地区スポーツ推進委員協議会長		
		柏倉	政男	県スポーツ少年団最上地区協議会長		
		柿﨑	和朗	地区PTA協議会長		
		佐藤	太朗	地区芸術文化団体協議会長		
		沼澤	稔	学識経験者		

役職	氏	名	職名
	渡辺	政紀	新庄市教育委員会社会教育課長
	佐藤	幸浩	金山町教育委員会教学課長
	堀	敦夫	最上町教育委員会教育次長
幹	鍛冶	紀邦	舟形町教育委員会教育課長
事	髙橋	雅之	真室川町教育委員会教育課長
	鳴海日	自紀子	大蔵村教育委員会教育課長
	今井	和子	鮭川村教育委員会教育課長
	清水和	训枝子	戸沢村教育委員会共育課長

◆事務局◆

役職	氏	名	職名
事務局長	沼澤	直人	最上教育事務所社会教育課長
事務局員	八城	良美	最上教育事務所主任社会教育主事
事務局員	八鍬	圭一	最上教育事務所社会教育主事
事務局員	松田	憲英	最上教育事務所社会体育主事
事務局員	髙橋	裕美	最上教育事務所社会教育主事補

◆表彰審査委員◆

顧問	永井 康博	最上教育事務所長
副会長	沼澤 稔	学識経験者
副会長	矢口 末吉	鮭川村教育委員会教育長
理事	長谷部 薫	地区小学校長会長
理事	澁江 学美	地区中学校長会長
理事	髙橋 千春	広域教育研究センター所長

◆山形県社会教育連絡協議会◆

理事	齋藤	彰	最上地区生涯教育推進協議会会長
理事	奥山	孝雄	最上地区生涯教育推進協議会理事

最上地区生涯教育推進協議会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、最上地区生涯教育推進協議会と称し、事務局を最上教育事務所内に置く。

(組織・目的)

第2条 この会は、最上地区各市町村をもって組織し、相互協力して公民館活動を中核に生涯教育の振興 発展を図ることを目的とする。

(事業)

- この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 第3条
 - 1 各市町村の公民館相互の連絡提携並びに情報の交換
 - 生涯教育に必要な研究及び調査
 - 生涯教育の振興と充実を図るための研修会等の開催
 - 生涯教育関係機関並びに社会教育関係団体等との連絡提携
 - 生涯スポーツ並びに文化・芸術の振興と充実
 - 6 その他、目的達成に必要な事項
 - この会の事業の企画立案とその執行にあたるために、必要に応じて委員会を構成することができ

第2章 役 員

(役員)

この会に、次の役員を置く。 第4条

- 1 会 長 1 名
- 2 副会長 2 名
- 3 理 事
 - ·各市町村教育委員会教育長(8名)
 - ・最上広域教育研究センター所長
 - ·最上地区小学校長会長
 - ・最上地区スポーツ推進委員協議会長
 - · 最上地区PTA協議会長
 - · 学識経験者(若干名)
- 監 事 2 名 4
- 名 5 事務局長 1

幹事 名 8

・各市町村社会教育委員又は公民館長(8名)

- ・県神室少年自然の家所長
- · 最上地区中学校長会長
- ・県スポーツ少年団最上地区協議会長
 - · 最上地区芸術文化団体協議会長

(任務)

第5条 この会の任務は、次の通りとする。

- 1 会長は、会を代表して会務を処理する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この会の事業に関する議定並びに予算・決算・規約の変更等につ いて審議する。

事務局員 若干名

- 4 監事は、この会の会計事務を指導監査する。
- 5 事務局員は、常時本会の事務を行う。
- 幹事は、幹事会を構成し、会務の運営・執行にあたる。

(選出)

この会の役員は、次のようにして決定する。 第6条

- 1 会長、副会長、監事は、理事会において選出する。
- 2 理事のうち社会教育委員又は公民館長の代表は、市町村教育委員会から選出された者とす る。また、理事のうち学識経験者は、理事会の承認を得て選出するものとする。
- 3 事務局長及び事務局員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 幹事は、市町村社会教育主管課長等をもって充てる。

(任期)

- 第7条 役員の任期は2カ年とする。但し、再任は妨げない。
 - 2 欠員の生じた場合、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする

(顧問)

第8条 この会に、顧問を置くことができる。顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱し、会の諮問に応じる。

第3章 会 議

(会議)

第9条 この会の会議は、理事会・幹事会として会長が召集する。

- 1 理事会は年3回として、必要に応じて臨時に開くことができる。
- 2 幹事会は、必要に応じて開くことができる。

第4章 会 計

(年度)

第10条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第11条 この会の経費は、次の収入をもって充てる。

- 1 市町村負担金
- 2 その他の収入

第5章 補 則

(規定)

第12条 この会の運営に関し、必要な規定は、理事会の承認を得て定める

(簿 冊)

第13条 この会に、次の簿冊を置く

・規約・会計簿・役員名簿・表彰規定

付 則

- ・この会則は、昭和27年11月 1日より施行する。
- この会則は、昭和30年 4月 1日より施行する。
- ・この会則は、昭和38年 4月 1日より施行する。
- この会則は、昭和42年 4月 1日より施行する。
- ・この会則は、昭和51年 3月 9日より施行する。
- ・この会則は、昭和52年 5月23日より施行する。
- この会則は、昭和54年 5月 9日より施行する。
- ・この会則は、昭和60年 4月 1日より施行する。
- ・この会則は、昭和61年 3月 5日より施行する。
- ・第5条3項に基づき、平成2年3月5日の評議員会において、従来の「最上地区社会教育振興会」 を「最上地区生涯教育推進協議会」と改称し、規約の一部を改正する。 なお、この規約は、平成2年4月1日より施行する。
- ・この規約は、平成10年 5月19日より施行する。
- ・この規約は、平成14年 3月 6日より施行する。
- ・この規約は、平成18年 5月 9日より施行する。
- ・この規約は、平成25年 5月23日より施行する。
- ・この規約は、令和3年 4月1日より施行する。

令和3年度 最上地区生涯教育推進協議会運営方針

【最上地区生涯教育推進協議会のあゆみ・関連する出来事】

	進教育推進協議会のあゆみ・関連する出来事 】
昭和22年度	「最上郡社会教育委員会」として発足
昭和27年度	「最上郡社会教育振興会」に改称 以来充実した事業を展開
昭和30年度	「最上地区社会教育振興会」に改称
昭和38年度	第1回最上地区社会教育振興大会を新庄市で開催
昭和50年度	「生涯教育功労者表彰」を開始
昭和54年度	実践事例集「最上の社会教育」第1集発行
昭和61年度	最上地区の社会教育の在り方について、8市町村78名から意見を提出してもらい、意見集
四和01千度	「活力に満ちた学習社会の実現を目指して」を作成
昭和62年度	検討委員会を設置して「提言のまとめ」を作成
昭和63年度	推進委員会を設置して「最上の社会教育推進のために」を作成
平成元年度	最上地区生涯教育推進協議会と改称し一層の事業充実へ
平成2年度	企画検討委員会を設置
平成3年度	企画検討委員会で学社連携について具体的取組を検討し、「学校教育・社会教育連携推進会 議」を設立
	学社連携推進会議が中心となり、県内に先駆けて学社連携実践事例集「S&Sハンド・イン
平成5年度	・ハンド」を初発行
十成3千度	各小中学校の校務分掌に学社連携推進員(社教主事有資格者が主)の設置を提唱
T. No. 50 ft	
平成6年度	管内の小中学校の校務分掌に「学社連携推進員」に位置づけされる
平成7年度	「学社連携推進員研修会」を開催(社教主事有資格教員の参加要請)
平成8年度	「学社連携推進員研修会」を「学社連携推進研修会」に変更
平成11年度	第45回東北地区公民館大会を新庄市で開催
平成13年度	学社連携実践事例集「S&S(ハンド・イン・ハンド)」第2号を発行
平成14年度	「学社連携推進研修会」を「学社連携融合推進研修会」へ
, , , , , , , , , , , , ,	完全週5日制や教育課程の変更等による新たな学社連携・融合を深化拡充
平成16年度	市町村社会教育委員・公民館運営審議会委員合同研修会を開催
平成22年度	平成2年度に発足した「山形県公民館連絡協議会」及び平成8年3月に発足した「山形県社
十八人 2 4 4 人	会教育委員連絡協議会」が統合し「山形県社会教育連絡協議会」となる。※最上地区の理事
	の選出母体は、本協議会とすることを確認した。
平成23年度	市町村社会教育委員・公民館運営審議会委員合同研修会で市町村長への講師依頼開始
1771	The state of the s
平成26年度	「最上地区自作視聴覚教材コンクール」開始
	「学社連携融合推進研修会」を「地域とともにある学校づくり研修会」へ
平成28年度	(第6次山形県教育振興計画の実施)
	「第5次山形県生涯学習振興計画」が策定
	※「自立・協働・創造」の視点から地区の生涯教育推進の中心的団体として、本組織を構
平成 30 年度	成する機関・団体と密接に連携しながら諸事業を推進していく。
	※年々財政基盤が弱くなってきていることから、安定した予算の確保や大会等
	の関係経費の見直しを行う。
	「県第6次教育振興計画・後期計画(令和元~4年度)」開始初年度
	改訂小学校学習指導要領実施開始
(平成31年度)	全国公民館研究集会兼東北地区社会教育研究大会新庄大会実行委員会立上げ
令和元年度	※本協議会三役・市担当課等が県社教連と共に東北地区社会教育研究大会(盛岡大会)視察
日刊五十及	放送教育研究会東北大会兼県メディア教育研究大会新庄大会で社会教育分科会運営
	新型コロナウイルス感染症拡大により、3月の第3回理事会中止(書面会議)
	新型コロナウイルス感染症拡大により、3万の第3回建事云平正(音面云巌) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、春の本理事会・総会は書面会議に/東北大社教
	対空コロナリイルへ感染症拡入の影響により、体の本理事会・総会は青面会議に/東北人社教 主事講習中止/東北地区社会教育研究大会(秋田大会)中止/県スポ少ジュニアリーダー研修
	王事講督中正/ 東北地区任芸教育研究人芸(秋田人芸)中正/ 泉スホグシューナリーター研修 会(神室 2 泊) 中止
令和2年度	
	国・県のコロナへの具体的対応・措置(スポーツ活動や施設使用の制限等)周知
	改訂中学校学習指導要領実施開始
	最上地区家庭教育推進協議会、青少年ボランティア推進事業への支援開始

1 基本方針

最上地区の市町村教育委員会・社会教育関係機関・団体間の連携を強化し、本地区の生涯 教育推進に係る課題の協議や研修を深め、生涯学習の環境づくりに努める。

2 本年度の重点

(1) 生涯学習推進体制の整備と充実

- ① 今日的課題及び地域課題を把握しながら、かかわりと学びが深まるような体制の整備を 一層支援する。
- ② 本協議会の主催事業である諸研修会を充実し、本地区の生涯学習社会の一層の構築と活力ある地域づくりの推進をめざし、社会教育関係者及び社会教育行政職員・社会教育主事有資格者の資質向上を図る。
- ③ 各種社会教育関係団体や生涯学習ボランティア等の活動充実への支援を図る。
- ④ 令和3年度全国公民館研究集会兼東北地区社会教育研究大会山形大会と兼ねた第59 最上地区生涯学習推進大会の成功に向けて、会場地の新庄市を中心に、最上8市町村其々 と連携して準備を進め、充実した大会をめざす。

(2) 生涯学習を推進する中核施設としての役割を持つ公民館の質的拡充

- ① 多様な学習機会の提供、自発的な学習活動の支援、学習成果活用の機会の設定を通し、 公民館の多様化と活発化をめざす。
- ② 地区公民館・分館・自治公民館等の連携をさらに強化し、地域とのつながりを大切にしながら、地域コミュニティの拡充を支援する。
- ③ 社会教育施設の管理運営の変容に伴い、今日的な課題や地域住民のニーズに応じた参画型・体験型の事業を企画・実践できるコーディネーター育成を支援する。

(3) 学社連携・協働の推進

- ① 各市町村の学社連携推進会議や各校の学社連携推進員業務の充実を図りながら、地域の教育力を積極的に活用した教育活動を支援するとともに、学校・家庭・地域の連携協働をより一層深めていくための研修の充実を図る。
- ② 青少年と大人の社会力向上や地域づくりを推進するため、青少年や地域のボランティアサークルの活動を支援する。
- ③ 郷土の自然・歴史・文化等に関する学習に活用できる視聴覚教材の制作を奨励するとともに、地域をつくる人材育成を支援する。

(4) 新型コロナウイルス感染への効果的対策

- ① オンラインによる事業メリットや期待される効果を事前検討し、積極的に活用する(長期的には感染状況が見通せないため、原則リモートでの事業を前提に)。
- ② 事業参加者(関係者含む)の安全・安心を最優先に事業を計画・運営する。
- ③ 事業の実施に際しては、柔軟で迅速な改善・変更を躊躇しないよう、年度当初より連携 団体や関係機関と共通理解を図る(予算執行に関する柔軟対応も含む)。

(5) 本協議会の予算的基盤の確保

- ① 法令外負担金の確保
- ② 諸事業にかかわる経費の効果的な運用

令和3年度 最上地区生涯教育推進協議会事業報告

	事 業 名	期日・会場等	主 な 内 容
主 催 事 業	第43回全国公民館研究集会・令和3年度東北地区社会教育研究大会・第66回東北地区公民館大会(兼)第12回山形県社会教育研究大会・第59回最上地区生涯学習推進大会・第38回山形県生涯学習振興最上大会	 ・10月14日(木) ・新庄市民文化会館 新庄市民プラザ (オンライン開催) ・参加者438名 ・地区功労者表彰 表彰状伝達式 令和4年 2月24日(木) ゆめりあ ホール・アベージュ 	○内容:①開会行事 全国・東北公民館関連表彰 東北社教連表彰 山形県社教連表彰 地区生涯教育功労者表彰 ほか ②郷土からのメッセージ ③シンポジウム ④分科会(第1~5分科会)
	【研修事業】 全国公民館研究集会の第5分科会 「これからの時代に求められる社会 教育委員と公民館運営審議会委員の 役割」【社会・公民館に係る委員の役 割】を市町村社会教育委員・公民館運 営審議会委員合同研修会と兼ねて開 催	・10月14日(木)・新庄市民プラザ (オンライン開催)・参加者48名	○内容 <事例発表> ・寒河江市醍醐地区慈恩寺花火大会実行委員会 事務局長 茂木 藤雄 氏 ・川内村コミュニティ未来プロジェクト 事務局長 佐原 禅 氏 <指導助言> ・福島大学うつくしま未来支援センター 特任教授 天野 和彦 氏
	【青少年育成事業】 最上地区ヤングボランティア 交流会&フェスティバル	・令和4年 2月5日 (士) ・会場:ゆめりあ (新型コロナウイル ス感染症の急激な拡 大により中止)	○内容 <企画運営委員会> ・第1回 11/26 (金) ゆめりあ 参加者 2 0名 ・第2回 1/25 (火) オンライン 参加者 8名 <ヤンボラ交流会&フェスティバル> ・申込者 中・高校生91名 スタッフ等18名
	【視聴覚教育推進事業】 最上地区自作視聴覚教材 コンクール	 審査会 12月2日(木) 最上総合支庁 北棟会議室 ・表彰式 令和4年 2月24日(木) ゆめりあ ホール・アベージュ 	〈学校教育部門〉 最優秀賞 はぎのクエスト (地域のひみつを見つけよう) 制作:阿部 智紀 氏 〈社会教育部門〉 最優秀賞 真室川スタディツアー 「伝承野菜と手仕事文化編」オンライン 制作:真室川町教育委員会 優秀賞 ジョーともんちゃんの ドキドキだいぼうけん 制作:わ* 優秀賞 郷土の偉人「土に叫ぶ人 松田甚次郎~宮沢賢治を生きる~」 制作:新庄演劇研究会

	【情報提供事業】 「最上の社会教育」 (第43集発刊)	・令和4年 3月発行	○8市町村及び県神室少年自然の家の特色 ある事業と今年度の本協議会の事業・記 録等を掲載	
	【学社連携・融合推進事業】 地域とともにある学校づくり研修 会兼社会教育主事有資格教員等研 修会	・7月13日(火)・最上教育 研究センター (ハイブリッド開催)・参加者99名	○内容 <講演> 演題:『地域学校協働活動を進めるために』 講師:東北大学大学院教育学研究科 准教授 松本 大 氏 <演習> 『地域と学校をつなぐために』 (模擬学校運営協議会)	
	【家庭教育推進事業】 最上地区家庭教育推進協議会	① 5月13日(木) (オンライン会議)② 2月18日(金) (オンライン会議)	○内容 ・県事業や各市町村、関係機関における家庭教育支援関連事業についての説明と報告 ・コロナ禍における家庭教育支援事業の取り組みについての情報交換	
関係	理事会	① 5月17日(月) ② 9月9日(木) 臨時補足説明会 9月15日(水) ③ 3月1日(火)	○ゆめりあ 会議室○オンライン会議○オンライン会議○オンライン会議	
諸	表彰審査委員会	9月9日 (木)	○書面審査	
会議	幹事会 (社会教育主管課長会と兼ねて実施)	① 4月15日 (木) ② 8月30日 (月) ③ 2月22日 (火)	○最上総合支庁 講堂○オンライン会議○オンライン会議	
	県社会教育連絡協議会	・第1回理事会及び総会 5月28日(金) 書面開催・第2回理事会 令和4年1月13日(木) 遊学館		